

○大東市自治推進員要綱

平成11年6月10日

要綱第53号

改正 平成14年4月1日要綱第64号

平成18年5月1日要綱第37号

平成25年3月28日要綱第28号

令和3年3月23日要綱第39号

大東市自治推進員要綱（平成6年4月25日制定）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市の地方自治の円滑な推進を図るため、大東市自治推進員（以下「自治推進員」という。）を設置する。

（責務）

第2条 自治推進員は、地区住民と市との緊密な連絡を保つため、市の情報を地区住民に対して広報するとともに、地区住民を代表してその意見を取りまとめ、市の事業等に反映させるよう努力しなければならない。

（委嘱）

第3条 市長は、地区から選出された区長を自治推進員として委嘱する。

（任期）

第4条 自治推進員の任期は、委嘱した日から翌年度の大東市区長会総会の前日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第5条 自治推進員は、無報酬とする。

（庶務）

第6条 自治推進員との連絡等に関する庶務は、市民生活部市民政策課において行う。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、自治推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成14年要綱第64号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年要綱第37号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、同年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の大東市自治推進員要綱第4条の規定により委嘱されていた自治推進員の任期は、委嘱の日からこの要綱の施行の日までとする。

附 則（平成25年要綱第28号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第39号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。